

令和5年度

福井県留置施設視察委員会活動状況

1 留置施設視察委員会

留置施設視察委員会は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(平成17年法律第50号)第20条に基づき、留置施設の運営の透明性を高め、被留置者の処遇の適正化を確保することを目的として、警察本部に設置されています。

また、同委員会は、留置施設の視察を行い、その運営に関し、留置業務管理者(警察署長等)に対して意見を述べることであります。

2 令和5年度の活動状況

福井県公安委員会は、令和5年6月1日、地域代表、医師、女性代表、弁護士の4名を、福井県留置施設視察委員会委員に任命しました。

同委員会は、令和6年5月までの間に、留置施設5か所を視察し、各施設留置業務管理者に対して意見等を述べました。

3 留置施設視察委員会が留置業務管理者に対して述べた意見と留置業務管理者が講じた措置

	留置施設視察委員会の意見	留置業務管理者が講じた措置
1	運動場の屋根部分の雨除けが劣化しているため修繕を検討してください。	運動場屋根に設置した雨除け用の波板が劣化し、一部破損している状態を確認したため、交換修理を実施しました。
2	被留置者が信書作成時に使用している机を、食事用にも使用できないか検討してください。	信書作成用机は、自傷や設備損壊の用具とならないよう紙類素材で作られ、一定以上の重さをかけると脚が潰れる仕様になっており、官給糧食の食器を載せると天板が傾いたり脚が潰れたりして、食材がこぼれる可能性が高く衛生面に問題があることから、食事用机への転用は見送ります。